

平成27年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成27年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成27年第4回定例会記録				
招集年月日	平成27年12月3日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成27年12月8日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成27年12月8日 午後13時50分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	副 町 長	柏 崎 源 悦
	総 務 課 長	田 中 富 栄	分庁サービス課長	松 林 光 弘
	企 画 財 政 課 長	小 向 道 彦	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範
	税 務 課 長	柏 崎 尚 生	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	まちづくり防災課長	松 林 泰 之	農 林 水 産 課 長	松 林 政 彦
	町 民 課 長	小 向 仁 生	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	袴 田 光 雄
	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志	教 育 長	福 津 康 隆
	学 務 課 長	泉 山 裕 一	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 林 政 彦
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
監 査 委 員 事 務 局 長	中 野 重 男			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	吉田美里		
町長提出議案の題目	1 議案第68号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について		
	2 議案第69号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について		
	3 議案第70号	おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について		
	4 議案第71号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第72号	おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について		
	6 議案第73号	おいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会条例の制定について		
	7 議案第74号	おいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について		
	8 議案第75号	おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第76号	おいらせ町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第77号	平成27年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について		
	11 議案第78号	平成27年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について		
	12 議案第79号	平成27年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について		
	13 議案第80号	平成27年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について		
	14 議案第81号	平成27年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について		
	15 議案第82号	平成27年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について		

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	9 番 吉 村 敏 文 議 員	
	1 0 番 澤 頭 好 孝 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 議 宣 言	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	馬場議長	日程第1、議案第68号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (田中富栄君)	それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。 議案書の1ページからになります。

		<p>本案は、町の附属機関について見直すとともに、附属機関の設置規定を平成28年4月1日を施行日とする附属機関条例に一本化して整備するものであります。</p> <p>条例の本則は11条から構成され、委員の委嘱や会長等の役職、会議の運営など、附属機関に共通する事項について規定するものであります。</p> <p>13ページから24ページまでの別表第1については、町長の附属機関について、附属機関ごとに異なる所掌事項、委員の定数・構成・任期、会長等の選任方法及び庶務担当課について個別に規定するものであります。</p> <p>25ページから28ページまでの別表第2については、教育委員会の附属機関について、町長の附属機関と同様に、附属機関ごとに異なる事項について規定するものであります。</p> <p>次に、4ページからの条例の附則であります。第1条では条例の施行年月日を平成28年4月1日とするものであり、第2条から第13条までは、本条例の制定に伴い、これまで個別に定めていた条例の廃止や改正を行うものであります。</p> <p>また、第14条では現在委嘱されている委員の任期や会長等の役職に関する経過措置を、第15条では附属機関の委員の報酬についても整理集約し、非常勤特別職の報酬等の条例を改正し、第16条では、この附属機関条例の施行に伴い、自治基本条例中の字句の修正を行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第68号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
馬場議長		
馬場議長		
(議員席)		
馬場議長		

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第2、議案第69号、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の30ページをごらんください。</p> <p>本案は、第1条(趣旨)にありますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。</p> <p>第2条は、用語の意義につきまして、法の規定を引用し、定義しております。</p> <p>第3条は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する町の責務を規定しております。</p> <p>第4条は、個人番号の利用範囲を定めております。</p> <p>33ページをごらんください。</p> <p>別表第1として、規定しました4つの事務につきましては、法にない町独自の事務であり、個人情報を検索及び管理することが必要であることから、個人番号を利用することとするものであります。</p> <p>第2表につきましては、別表第1に規定したそれぞれの事務において利用することができる特定個人情報を定めております。</p> <p>なお、同条は同一機関で特定個人情報を利用する規定であり、そのほかに、法別表第2に規定する事務につきまして、特定個人情報の利用ができることとしております。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>第5条は、特定個人情報の提供を規定するもので、異なる機関から特定個人情報の提供を求めることができるものであります。</p> <p>法別表第2に規定する項目を該当させることで、町長部局から</p>

		<p>教育委員会に特定個人情報を提供できるものであります。</p> <p>32ページをごらんください。</p> <p>第6条は委任について規定するものであります。</p> <p>なお、施行日は本年1月1日であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p> <p>ちょっと確認ですけれども、この個人番号はマイナンバー制度と解釈してよろしいんですよね。なぜマイナンバーカードという名称を使わないのか、その部分。</p> <p>それから、あとは個々に来ているわけですけれども、それはその利用の運用だという解釈でよろしいですか。2点。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>説明員はもう少し大きい声で発言を願います。</p> <p>回答の前に、先ほど説明したところで1カ所訂正がありますのでお願いします。</p> <p>先ほど、施行日のところ、「来年」というのを「本年」と誤って言ってしまいました。施行日は平成28年1月1日であります。</p> <p>それでは、回答ですけれども、まず「マイナンバー」といっていただきますけれども、法律では、実際は「個人番号」というようなことで規定されていますので、条例のほうも「個人番号」というように使っております。マイナンバー制度と同じであります。</p> <p>あと、この条例でありますけれども、法では団体ごとの情報を使うという法になっていまして、町の中でその個人番号を利用して事務をするということは条例で定めなければならないということで、定めるものであります。</p> <p>以上であります</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長 1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。 あとは確認でありますけれども、現実的にどういう時点でこのおいらせ町は発動といいますか、利用というか、もし具体的なものがあれば答えをお願いします。まだまだ見通しが無いというのであればそれでもいいし。 以上。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。 その利用に関しては、私のほうから説明させていただきます。現在、各種申請書、例えば、子ども医療費の関係、それからひとり親医療費の関係、ここにあるやつなんですけれども、それらについては、申請時に住民票や地方税、これらの確認をしますよと。その申請書用紙で本人から同意を得ているというふうなことですけれども、その同意を得ていたものが、今度からは申請書にマイナンバーを記載させるということで、その記載されたマイナンバーから情報を取り寄せることができるというふうなことになります。 なお、この条例は、役場内の情報のやりとりでありますけれども、今後、平成29年7月からは全国の市区町村とのやりとりができるようになるということで、その際はまた改めて条例に条文を加えるというふうなことになる予定であります。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。 4月1日から、そういう形でカード番号を書かせるという形ですか。 町民課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。 1月1日を待たずして、1月1日から利用するものに対して、現在もマイナンバーを既に記載させて、申請者の受け付けを今始めているところであります。</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>この個人番号の関係については、今、課長の説明でもわかったわけですが、今までは各種申請については、自動車の運転免許証等のうち、それはその都度とってあったわけですが、そうすると、今、その各種申請時に今現在もマイナンバーを記入してもらって申請をしているというふうなことで、そうすることによって、そのカードの写しとかそういうふうなものは、証明のときに町民課のほうで残すというふうなことはないのかな、申請時だけ。そのカードの写しとかそういうふうなものは、ただ申請のときにナンバーを書けばいいだけなのか、そこを1つ。</p> <p>それから、これまで免許証の写しを何回もとってあったわけですが、それらの保管とか、何年か過ぎたものについてはどういうふうな形で処理しているのかですね。この2点、お伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>まず1点目の申請書の場合、写しを添付させるのかというふうなことですけれども、それはマイナンバーを記載するだけで、それでもってそのマイナンバーから町民課のほうでは税情報を引っ張り出すというふうな作業に入っていきます。</p> <p>それから2つ目、今まで運転免許証をという話ですけれども、それはあくまでも個人を認識する、確認するためのものでありまして、顔写真のついたものは、運転免許証が今現在、それと住基カードが2つありますけれども、それらについても、今までどおりコピーをすることなくやってきましたので、本人をその場で確認すると。運転免許証を見て本人と、顔と名前が一致するというふうなことの確認だけで済ませていますので、それらについてはコピーをとっていないということから、その消去の作業も当然発生しないというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>これまで私はコピーをとって、多分保管しているのではないかなというふうに感じましたけれども、例えば、印鑑証明とかそういうふうなときは控えがあるんじゃないか。</p> <p>私も常にこういうふうに出してやってもらっていますけれども、コピーをとっているのではないかなというふうな感じをしましたけれども、それらが本当にとっていなかったのか。私はとっているなというふうな確認はたしか何件かあったから、じゃそういうふうなのはどういうふうな形で保存して、保管して、いつ処理しているのか、ちょっと気になっていたんですけれども、そこをもう1回確認をしたいと思います。</p> <p>今現在、マイナンバーについては交付されて、申請をしなくても交付されたマイナンバーがついたカードがあれば所定の手続きはできるというふうなことで理解をしておりますけれども、必ずしも写真を添えて町のほうに申請してそのカードをつくらなければ、このマイナンバーカードのいろいろな形での使用の制限を受けるというふうなことはないかと思いますが、この点についてもひとつご説明いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>まず1点目のコピーなんですけれども、今現在も、先ほど言いましたように、番号の確認をして、その番号をその申請書に記載すると、こちらのほうで記載するというふうな作業で終わらせております。</p> <p>それから2つ目、カードをつくる意味ですけれども、先ほど議員おっしゃったように、現在、通知カードなるもので番号が皆さんに振られていっているわけですけれども、それさえあれば当面は何ら支障がないというふうに思います。</p> <p>ただ、住基カード、それから免許証を持っていない人については、本人を確認する意味で顔写真付きのものが必要だということになると、どうしてもマイナンバーカードをつくって身分証明書がわりに今現在はするというふうなことになります。</p> <p>ただ、将来的には、先般の9月議会でも言いましたように、い</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ろいろな機関との相互関係を持たせておいて、いろいろ利用できるようなことがこれから始まっていくというふうなことであります。 以上です。 6番。 そうすると、今のナンバーが通知されたものについては顔写真がないわけで、そうすると、その自分のナンバーと必ず免許証かそういうふうな顔写真のついたものがなければ本人確認ができないというふうなことで私は解釈するんですけども、申請時に、申請書に自分の12桁の番号を記入して申請すれば、それで用が足りるのか。顔写真がついていないから、いま一度これについても免許証で本人確認をするのか、この辺、最後になりますけれども、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 町民課長 (小向仁生君) 馬場議長 馬場議長 馬場議長</p>	<p>町民課長。 町の申請書類等については、本人確認をする場合は、あくまでも顔写真付きのもので確認をしておりますので、免許証をこれからも確認していくと。 ただし、そのマイナンバーカードをつくった際は、どちらを提示しても顔がわかりますので、どちらを提示してもよろしいということになります。 以上です。 暫時休憩します。 <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時18分)</p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(再開 午前10時23分)</p>ほかに質疑ございませんか。 11番、西館芳信議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>今のやりとりを聞いていて、私なりに感じているところでちょっと確認したいのでありますけれども、それは仕事していて身分</p>

		<p>確認というのは前にも話をしたと思うんですけども、運転免許証がもうオールマイティー、オールラウンド。1 行政庁が発行しているのが写真付きということで一番重宝がられているのが実情ですけども、それにかわるマイナンバー制度ができれば、そっちがもう断然たるトップになるのではないかなと思ったら、そうでもない。身分確認で積極的にそれを使うという意味がなければ、それが一番にはなり得ないみたいな状況ですので、今まで仕事をしていて、私もよく言われるんですが、保険証に写真をつけてもらえないだろうかと。そうすると、免許証がない場合には、例えば、パスポートとそういう合わせ技で一本ということで認めますよというのがかなりあるんですね。健康保険証に写真をつけてもらえれば、一本で通るのではないかなというふうな安易な気持ちがあるわけですけども、これはほかの自治体でもやっているというのをちょっと耳にしたこともないし、我が町でやっていないのであっても一番最初にやってもいいのではないかなというふうな思いもするんですが、こういうふうに言われたら、何か、理事者側のほうではどういうふうに答えるのか。</p> <p>私も思いつきで質問していますし、何か聞かせていただきたいと思ひまして。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>答弁願います。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>お答えできるかどうか、ちょっと自信がないんですが。</p> <p>今、議員がおっしゃったように、私のほうでもそういう視点からちょっと法令等調べたことがないものですから、あくまでも私が今ここで感じている見解ということでご理解いただければと思います。</p> <p>まず、保険証等については、様式等所定の事項が定められているはずですので、それにないものを町独自でやれるかどうかというのは、条例で制定すれば可能なかもしれませんが、その辺のところはちょっと研究してみないと何ともいえないところかなと思っております。</p> <p>それから、マイナンバーカードそのものは、強制でも何でもないと。番号を振られること自体はもう全て振られているんですけど</p>

		<p>利用等に関する法律の施行に伴い、これまで条例で規定していた本人情報の変更手続について、所要の改正を行うために提案するものであります。</p> <p>添付参考資料となります、本議案書の78ページをお開きください。</p> <p>下段になりますけれども、2 議案第70号関係の新旧対照表をごらんください。</p> <p>右側が現行第7条中、下線の引いてある「給付対象者の住所、氏名その他町長が別に定める事項について」を、左側の改正案でもって「前条の申請内容」に改め、その前条の第6条では、申請内容を規則に委任し、委任された規則の一部改正により、今回改正の目的である個人番号の字句が住所、氏名と同じく、変更要件として加わることとなります。</p> <p>なお、議案第69号で条例制定をした、当課で所掌している町乳幼児医療費給付条例及び町子ども医療費助成条例は、既に規則で定めると委任していることから、3つの統一性を図るために、個人番号の字句を条例に盛り込まないで、規則に委任することでの一部改正をもって提案したことを申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
馬場議長	(議員席)	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長	(議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長	(議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第70号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
馬場議長		<p>日程第4、議案第71号、おいらせ町介護保険条例の一部を改</p>

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>議案第71号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書37ページになります。</p> <p>本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を利用する情報連携が開始することから所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>その内容につきましては、保険料の徴収猶予及び減免の申請書を、個人番号を記載する様式に変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第4、議案第72号、おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>農業委員会事務局長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>農業委員会事務局長</p>	<p>それでは、議案第72号についてご説明を申し上げます。</p> <p>議案書の39、40ページをごらんください。</p>

	(松林政彦君)	<p>本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、町長が任命するおいらせ町農業委員会の委員の定数を定めるため提案するものであります。</p> <p>その内容は、現在のおいらせ町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに町長が任命するおいらせ町農業委員会の委員の定数を定めるものであり、現在の委員数と同じ19人とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>なお、冒頭で「日程第4」と申し上げましたけれども、「日程第5」に訂正いたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第72号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第6、議案第73号、おいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>農業委員会事務局長。</p>
当局の説明	<p>農業委員会事務局長</p> <p>(松林政彦君)</p>	<p>それでは、議案第73号についてご説明を申し上げます。</p> <p>議案書の41から44ページをごらんください。</p> <p>本案は、おいらせ町農業委員会の委員の候補者を選考するに当たり、新たに附属機関としておいらせ町農業委員会の委員候補者</p>

		<p>選考委員会を設置するため提案するものであります。</p> <p>その内容は、学識経験者等からおいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員として町長が6人以内で任命し、町長の求めに応じ、委員候補者の選考を行い、その結果を町長に報告するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>この選考委員会、6人以内で組織するというふうなことで、第3条にあります。この6人、この団体から町長が任命することになっておりますけれども、そうすると、この選考委員は農業委員を兼務するとか、そういうふうなことがまずあるのかどうか、これを1つお聞かせをいただきたいと思っております。</p> <p>任期は3年になっておりますけれども、欠けた場合は在任期間の者が当たるというふうなことで、農業委員会委員とこの選考委員会の位置づけというのは、あくまでも農業委員の選任だけにとどまっているのか、農業委員会の業務、そういうふうなものにかかわりがどういうふうな形で生まれるのか。この2点、お伺いしたいと思っております。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>農業委員会事務局 長 (松林政彦君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>農業委員会事務局長。</p> <p>平野議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>あくまでも、農業委員の選考のみの委員ということで、農業委員会を兼ねることはできないということになっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第73号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第7、議案第74号、おいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>農業委員会事務局長。</p>
	農業委員会事務局長 (松林政彦君)	<p>それでは、議案第74号について説明いたします。</p> <p>議案書の45から46ページをごらんください。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たにおいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めるため提案するものであります。</p> <p>その内容は、改正法に伴い、農業委員のほかに、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない市町村に該当するため、農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めるものであります。</p> <p>推進委員の定数は、経営再開再生プランに基づいて、町内5小学校区の中から各1名ずつとし、5人とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>	
(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	

当局の説明	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第74号について採決をいたします。
	馬場議長	本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		なしの声
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第8、議案第75号、おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
	農業委員会事務局 長 (松林政彦君)	日程第8、議案第75号、おいらせ町出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 農業委員会事務局長。 それでは、議案第75号について説明いたします。 議案書の47、48ページをごらんください。 本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の同法の引用条項を改めるため、改正するものであります。 その内容は、農業委員会等に関する法律の第29条第4項の条項が、第35条第4項に改められたことに伴い、条例の一部を改正するため、提案するものであります。 以上で説明を終わります。
馬場議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。	
(議員席)	質疑ございませんか。	
	なしの声	
馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。	
	これから討論を行います。	
(議員席)	討論ありませんか。	
	なしの声	
馬場議長	なしと認め、討論を終わります。	
	これから議案第75号について採決をいたします。	
(議員席)	本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	なしの声	
馬場議長	異議なしと認めます。	
	よって、本案は原案のとおり可決されました。	

	馬場議長	<p>日程第9、議案第76号、おいらせ町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
当局の説明	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の49ページをお開きください。</p> <p>本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、引用していた法律の名称及び条項が改正されたため、本条例の引用条文を改正するため提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p> <p>今、総務課長から説明ありましたがけれども、この対象になる職員といたしますか、具体的な説明をお願いします。</p> <p>そして、その後、不利益にならないのかも、もしわかる範囲でありましたら教えてください。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>この今回の条例改正は、厚生年金、共済年金、役場等地方公務員の共済年金がなくなって、厚生年金一本になるということで、その中で、今回の法律の改正に伴って、地方公務員法の第18条の条項が改正されて、今度、厚生年金のほうにその条項が盛り込まれたということで、そこはそちらの規定を盛ったということです。</p> <p>この条項によって不利益ということはないというふうに思っていますし、再任用制度というのは、地方公務員が定年等を迎えた場合、年金が、無給時代もありますので、それに引き継ぐための対策とか高齢者雇用のために制度として運用されているものであります。</p>

		以上であります。
質疑	馬場議長 1 番 (澤上 勝君)	1 番。 今、総務課長から説明の中で、今現状で採用されている職員は該当になるという解釈なのか、ならないという解釈でいいのか、延長した職員をしてなるような言い方をしたようなんですが、そこを再度確認。
答弁	馬場議長 総務課長 (田中富栄君)	総務課長。 現在の再任用制度は当町にありますけれども、それについて、それを運用していませんので、再任用職員は現在いません。
質疑	馬場議長 1 番 (澤上 勝君)	1 番。 課長、ちょっと聞き違いしている。現状の職員は該当にならないという解釈でいいのか。それからあと、たまたまおいらせには延長して採用されている人はないけれども、三戸郡のほうに行けば、3 人なり 4 人で契約し直してやる人がこの該当になるという意味を言っているのか、そこをはっきりお願いします。
答弁	馬場議長 総務課長 (田中富栄君)	答弁を求めます。 総務課長。 ここの条項は、ちょっと面倒くさいんですけども、ここで共済年金と特定警察等職員という条項なので、当職員とはかかわりが無いということで、影響はありません。
質疑	馬場議長 1 1 番 (西館芳信君)	ほかに質疑ございませんか。 1 1 番、西館芳信議員。 今の答弁だとちょっと、私はっきりいって、今までやりとりしていることが全然わからない。 ここに特定警察等職員の人が現実に身分の変動とかそういう

答弁	馬場議長	待遇の変動があれば、これに該当する場合、ここが出てくるんでしょう。もうちょっとわかりやすく。特定警察職員といったって誰もわからないと思うし、こういう人がこういうふうな身分あるいは共済上の待遇等の、言葉が適当だかどうかかわからないけれども、そういう変動があったら、こういうふうに該当するんですよという説明でないと、今までの説明だと、私全然わかんないよ。申しわけないけれども。
	総務課長 (田中富栄君)	<p>総務課長。</p> <p>大変説明不足で申しわけありません。</p> <p>今回の改正は、被保険者年金制度の一元化を図るため、厚生年金法の一部を改正する法律の施行に伴ってということで、そこに「特定警察職員等」の定義を定めている共済組合法が、先ほど言ったように改正されて削除された。</p> <p>それで、「特定警察職員等」の定義ということで、特定警察等職員というのは警察官もしくは皇室護衛官、または消防吏員等のことをいうそうですけれども、その定義が地方公務員法で定めていましたが、地方公務員法の共済年金が厚生年金に統一されることによって削除されて、厚生年金法の条例のほうに、改めてそちらに規定されたため、条文が、根拠法令が変わったということの内容になると思います。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第76号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第77号、平成27年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、議案第77号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の51ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億503万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,001万8,000円とするものであります。</p> <p>55ページをごらんください。</p> <p>第2表地方債補正につきましては、学校給食センター建設事業の限度額を変更するものであります。</p> <p>歳入歳出の主なものについてご説明申し上げますので、事項別明細書をごらんください。</p> <p>まず、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>9ページをごらんください。</p> <p>2款1項4目財産管理費の公共施設整備基金積立金740万円の増額は、核燃料物質等取扱税交付金の充当の変更によるものであります。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>2款2項3目情報製作費の基幹系・情報系ネットワークのネットワーク分離設定等業務委託料961万円の計上は、マイナンバー制度の情報セキュリティ対策として、基幹系システムと情報系システムを分離するものであります。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>3款1項2目障害者（児）福祉費の障害者給付費等2,000万円、障害児給付費等700万円及び障害者自立支援医療給付費700万円は、それぞれ見込みにより増額するものであります。</p> <p>15ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の13節委託料及び19節負担金補助及び交付金の減額は、それぞれ同項2目児童措置費の施設型給付費への組み替えによるもので、施設型給付費1億5,16</p>

	<p>2万5,000円の増額は、その組み替えと見込みによるものであります。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>6款1項3目農業振興費の経営体育成支援事業費補助金704万3,000円の減額は、交付決定によるものであります。</p> <p>22ページ、23ページをごらんください。</p> <p>10款5項4目学校給食センター建設費の学校給食センター建設工事実施設計委託料1,525万4,000円の減額は、額の確定によるもので、土地購入費2,310万7,000円の計上は、給食センター建設予定地の土地購入費であります。</p> <p>12款1項2目利子の町債償還利子806万6,000円の減額は、利率の見直しと精査によるものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>3ページをごらんください。</p> <p>14款1項1目民生費国庫負担金の障害者福祉サービス給付費負担金1,411万円の増額は、給付費の増によるもので、施設型給付費負担金3,736万9,000円の増額は、2項2目民生費国庫補助金からの組み替えによるものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>15款1項1目民生費県負担金の障害者福祉サービス給付費負担金675万円の増額は、給付費の増によるもので、施設型給付費負担金3,139万4,000円及び2項2目民生費県補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金2,225万8,000円の増額は、それぞれ2項2目の放課後児童健全育成事業費補助金及び保育緊急確保事業費補助金並びに保育対策等促進事業費補助金からの組み替えによるものであります。</p> <p>5目農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業費補助金704万3,000円の減額は、交付決定によるものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金4,598万8,000円の増は、歳入歳出財源調整によるものであります。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>20款5項1目雑入のおいらせ消防署分遣所建設負担金返還金2,484万4,000円の計上は、実績によるものであります。</p>
--	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>21款1項5目教育費の学校給食センター建設事業債1,000万円の増額は、事業費の増によるものであります。</p> <p>25ページから27ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給料、及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>29ページから30ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、当該年度中の増減見込額の変更を反映させた起債元金の増減見込額と年度末の現在高見込額を示したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで暫時休憩。11時10分まで休憩いたします。</p> <p>質疑は会議再開後に行います。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時54分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時10分)</p> <p>日程第10、議案第77号についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。3ページから7ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>2点ほどお伺いします。</p> <p>今の予算の中で、国庫支出金の児童福祉費負担金施設型給付費負担金3,736万9,000円と、それから県支出金、これも施設型給付負担金、この予算が12月でなぜこういうふうな形で組み替えになるのか。この点をひとつご説明いただきたいと思えます。</p> <p>それから、5ページの寄附金ですけれども、ふるさと応援寄附金260万円補正になっています。予算現計額でいきますと500万円になるわけで、これらは全て収入済みになっているのか、これも1つ確認をしたいと思えます。</p>
-----------	---	--

答弁	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>施設型給付費負担金、それから、それに組み替えになった保育緊急、それから放課後児童子ども・子育て支援交付金等々、国も県もそうなんですけれども、ご存じのとおり、4月1日から、子ども・子育て支援新制度が始まりました。始まりましたが、当初予算では施設への給付単価等の加算が決定しておりませんでした。その関係から、平成26年度の予算でもって平成27年度の予算を計上したところであります。</p> <p>今回、国からようやくこの方法が示されたことによって、今回、遅くなりましたけれども、組み替えを行って計上したということであります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>ふるさと応援寄附金の増額についてですけれども、6月補正においても寄附件数及び寄附金額がふえたことにより増額しておりましたが、その後も見込みよりもふえたことにより増額するものであります。</p> <p>12月2日現在の申し込みは、件数が382件、金額が434万円となっております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>国庫支出金については、国のほうの予算の、いろいろな意味で当初予算に計上するいとまがないというふうなことで、前年度の基準で計上して、今組み替えになるというふうなことで理解をいたしました。</p> <p>5ページのところの寄附金ですけれども、今現在434万円が収入済みだというふうなことで、これらについては、まだ382件、今まであったわけで、年末、そういうふうなものを見ますと、さらに私はふえるのではないかなと期待をしておりますが、予算</p>

		計上している500万円、これを上回るのではないかと私は見ますが、見通しはどうでしょう。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (小向道彦君)	議員おっしゃるとおり、私もそれよりも少し上回るのかなというふうに思っております。 以上であります。
	馬場議長	7番、 檜山 忠 議員。
質疑	7番 (檜山 忠 君)	同じく、5ページの寄附金のところで、ふるさと応援寄附金についてお聞きいたしたいと思います。 金額的には何百万円単位というふうなことで、それでも大変ありがたいことであろうと、そういうふうには感じてはいますが、ただ、いろいろ新聞紙上なんかを見ると何千万円、極端に行くと何億円もふるさと基金をいただいているというふうな話を聞きますけれども、この今の最終的に500万円だったら500万円になると。どうですか。周りの町村から比べて、比較してみても、うちの場合はどういうふうな状態ですか。多い状態ですか。そこら辺教えてもらえませんか。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (小向道彦君)	確かに、全国的には10億円を超したとかという市町村もあるというふうに報道されていますけれども、県内においてはそれほど多いところはなく、上位のほうになっているという状況にあると思っておりました。 以上であります。
	馬場議長	6番。
質疑	6番 (平野敏彦君)	そうですか。県内では上位のほうということですか。であれば、ある面では安心はしますけれども、もしできたら、もう少し起用してもらえるような状況にすると。そのためには何か今のお礼の

		<p>商品といたらいいか、そういうふうなものがちょっと魅力が欠ける面があるんじゃないかなと思うので、思い切った何かこう寄附を、それがもらえるんだったらもっと寄附をしようじゃないかというふうなようなものを開発するというふうなことを考えてみてはどうですか。</p> <p>そういうことで、検討委員会みたいなものを立ち上げて、町民から広く意見をいただいて、欲しいものは何だと。これだったらたくさんのが得られるのではないかとというふうなものを、どうですか、検討してみませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>寄附金のお礼品については、随時見直しを行っておりまして、今は13品であります。</p> <p>いろいろな町の企業とか、その産品があるところに紹介とか出向いたりして、一度全部回りましたけれども、今は13品ということで、これからも随時いいものがあればふやしていきたいという考えであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>各社のいいものをというふうなことも必要でしょうけれども、それとは限らずにつくり出したらどうですか。魅力のある商品です。既存のものをという、どうしても魅力が余らないんじゃないかなという気がするんですね。何か、何か、その何かを一般町民からアイデアとしていただくというふうなことでやってみてはどうですか。</p> <p>答弁はいいです。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1番</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p> <p>今は3ページから7ページの確認でよろしいですね。</p>

	<p>(澤上 勝君)</p>	<p>まず第1点、役場の会計と申しますか、これは今までの補正予算なり4冊を見ないと、ここまでたどり着かないシステムになっているんですよ。やはり、これはこういう形で行かなければならないという法律があるのか。まず第1点です。</p> <p>あと、7ページ。多分、先ほど企画財政課長が説明したかと思えますけれども、雑収入の内訳の2番目と3番目について、再度説明をお願いします。</p> <p>それから、21款1項5目教育債のところ、1,000万円追加しておりますけれども、その根拠をお願いいたします。</p> <p>もう一つ、18款2項1目財政調整基金繰入金でありますけれども、この増額する根拠をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>まず、補正予算書の様式でありますけれども、これについては様式が定められているかという話でありますけれども、きちんとこういう形というふうに決まっているかどうかというのは、定まっているということです。</p> <p>次に、財政調整基金の繰入金につきましては、歳出が歳入よりも多いということで、その不足分を4,598万8,000円充てたということでもあります。</p> <p>あと町債の学校給食センター建設事業債は、事業費がふえたということで1,000万円増額したということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>雑入の2番目と3番目ということのお話でした。</p> <p>私の所管では、2番目の旧百石町衛生関係共同処理業務脱退に伴う精算金ということで479万7,000円が計上されておりますが、これについては、合併時に旧百石町につきましては、ごみとし尿処理の業務を八戸の広域で一緒にやっていたわけですが、合併時に精算を一旦はしたと。ただし、施設等の交付税、</p>

		<p>起債を借り入れした分の元利償還金というのがあるんですが、それに交付税算入が毎年、償還が終わるまでであることになっておりますので、それについては、その時点で見込みで精算をしたものですから、実際の額と異なるということで、毎年、その交付税の算定が行われた際に、実際に算定が行われた額に基づいてその償還金の交付税算入が決まりますので、それを精算して、おいらせ町に戻す額というのがこの額になるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長 まちづくり防災課長 (松林泰之君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>では、私のほうは、おいらせ消防署分遣所の建設負担金返還金の部分についてご説明をいたします。</p> <p>この金額につきましては、北分遣所建設に伴う費用について、概算で広域のほうに負担をしていたと。それが入札等確定し、その精算で2,400万円ほど返ってきたということで、当初2億5,100万円ほどの負担をしております。そして、確定が2億2,600万円ほどというふうになっておりますので、その差額分を返還するというふうなことでございます。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長 1番 (澤上 勝君)</p>	<p>1番。</p> <p>様式があるということですから、それで承諾はしますけれども。</p> <p>あと、中身の中で衛生関係ですけれども、たまたま今、私は十和田衛生事務組合の議員になっておりますけれども、多分、直接関係とかはないんですけれども、ある程度、私にも知識を入れていただければなと思ってお願いをしておきます。</p> <p>あと、給食センターのふやした理由をもう一度細かくどうか、わかりやすくお願いします。ただふやしたのではなく。</p>
答弁	<p>馬場議長 学務課長</p>	<p>学務課長。</p> <p>今回、歳出のほうで、用地等の補償費、それから立木、木のほ</p>

	<p>(泉山裕一君)</p>	<p>うの補償費等を計上しておりますので、それに伴って増額になっております。</p> <p>そのかわりに、逆に委託のほうの部分が全部で4件ございますけれども、そちらのほうの額が確定いたしましたので、減額をしておりますので、その辺のところを調整した分として増額になっているという形になります。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p> <p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>1番。</p> <p>確認をしますけれども、この前の全体協議会での説明は2, 580万7, 000円ですよ。あの土地、それから立木のあれについては。</p> <p>それ以外の部分でちょっと、今の説明だとわかりにくいんですけども。</p> <p>1番議員は最後の質問になります。 学務課長。</p> <p>先ほどご説明いたしましたとおり、土地のほうに関して見ると、今回補正したのは2, 310万7, 000円。それから、立木、木のほうの補償になると270万円になります。</p> <p>次に、委託のほうになりますけれども、委託のほうはもう支払額が確定しているものがあります。まず、1つは測量側の委託になります。(「何ページ」の声あり)それは歳出側になってしまいます。</p> <p>一応、測量側の委託のほうに関しては、全部で3件発注しております。給食センターの測量をするもの、あとそれから外構の設計する、あとそれから補償費等を算出するという、主なものが入っている委託が1本。それから、あとボーリング等の地質調査を行うものが1本。それから、もう1つ、下水道のほうに排水を流すということで、下水道側の設計をするものが1本出されております。そちらのほう、3件合計いたしまして、今回113万5, 000円を減額しております。</p> <p>続きまして、今度は実施設計ということで、建物の基本設計と</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>か発注するための図面をつくるための設計のほうも額がもう確定しておりますので、そちらのほうは全部で1,525万4,000円を減額しております。</p> <p>その他の細かい部分もあるんですけども、主な大きい部分でご説明させていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>町債につきましては、合併特例事業ということで、事業の95%が算入できるということで、ただいま学務課長がしゃべったその事業費の増の95%分ということで1,000万円が計上されました。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第2款総務費から第6款農林水産業費までについての質疑を受けます。9ページから18ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山 忠議員。</p> <p>11ページ、何ページまでだったですか。(「18ページまで」の声あり) 18ページまで。はい。</p> <p>では、11ページの総務費の中の選挙費なんですが、マイナス補正が、県知事の場合にはマイナス200何万円、それから、県議会議員のほうも、やはり200何万円、マイナス補正になっていますけれども、これはなぜこういうふうなマイナスになっていたのか。選挙のそれは、そのときそのときでそう変わるものではないんだろうなと、そういうふうに思いますので、そこら辺を教えてください。お願いします。</p> <p>選挙管理委員会事務局長。</p>

<p>答弁</p>	<p>選挙管理委員会事務局長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>選挙費の今回減額補正した県知事選挙及び県議会選挙ですけれども、それぞれ4月、または県知事は6月に実施しまして、それに伴って事業費が確定をしたということでの減額になります。</p> <p>当初、それなりの根拠を持って積算をしていましたが、実際に選挙執行をしてみて、それぞれの額が確定をしていったため、減額をしております。</p> <p>今回なぜこの時期かという、選挙は早目に終わったんですけれども、歳入について、県のほうから執行経費について精査されて、歳入のほうも確定をしたことに伴って、今回の12月補正にマイナスの補正を計上したものであります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>単純な質問になりますけれども、この分、マイナスになるのであれば、期日前投票所の開設が2つぐらいできるんじゃないかなと、そういうふう思うことから、もしかしたらそれらを含めた予算を先に組んでいたのではないかなと、そういうふう思われるんですけれども、そういうことはなかったんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>選挙管理委員会事務局長 (田中富栄君)</p>	<p>選挙管理委員会事務局長。</p> <p>期日前投票所の経費を見込んでいたのかなということですが、それはいいです。1カ所で見込んでおりましたが、実際に執行した結果、こういう形で残が出たということでもあります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>1点だけ。10ページの情報政策費、ネットワークという言葉が出てきましたので、関連で、副町長お願いいたします。</p> <p>私なんかITに関するスキルは全くないので、ちょっと質問もあれなんです、結論はWi-Fi環境。一般町民のためにその</p>

		<p>環境を、できればここは最低。あと附属の分庁舎とかほかのほうにも整備できないものかということでお尋ねいたします。</p> <p>きのう、平野議員と教育委員会のやりとりを聞いておりました。LAN環境の整備ということで、積極的なお答えをしましたが、それは子供たちと教育の現場であるわけなんです、私たちが、ほかから来る町民が、例えば、庁舎の中でWi-Fi機能を活用したいとなったとき、できないという。</p> <p>私、実は最近タブレットを買って、全くどうしたらいいかわからなくて、小向君に「教えてくれよ」というふうなことを話したら、「いや、それはいいですけども、庁舎の中ではWi-Fiの機能できないんですよ、ないんですよ」というふうに言われました。</p> <p>今は、コンビニに行ってもどこに行っても、ホテルに行っても、もうそれはある。普通の行政サービスとしてあるべきものだと思いますし、ましてこれから馬場議長が議会改革ということでほかのほうの動きのタブレット議会なんかには標準を合わせるようになれば、当然これはもうそういう環境があつてしかるべきだと思いますので、副町長、いかがでしょうか。そこをやるつもりはございませんでしょうか。</p> <p>馬場議長</p> <p>挙手の上、職名を告げて。</p> <p>副町長。</p> <p>副町長</p> <p>失礼しました。</p> <p>(柏崎源悦君)</p> <p>なかなか難しい問題されるものですから、ちょっとドッキリしましたけれども。</p> <p>まず、情報政策費のところのこの基幹系・情報系ネットワーク分離設定等業務委託についての部分で関連させてきましたから、ここの部分はよろしいですね。</p> <p>ちょっと補足しますと、ここの部分は、役場に入っている情報セキュリティーを今のマイナンバーが入ったことによりまして、個人情報等、役場の個人情報がほかには流れないように、普通の役場の職員の業務と一緒にたの機械の中で仕事をしていると、情報系が漏れる確率が高いということで、分離するというこの設備をするための補正予算をお願いしているものです。</p>
--	--	--

		<p>それで、W i - F i 環境ですが、そういう点では、役場の行政の事務という意味ではセキュリティーを非常に重要視しているものですから、W i - F i は基本的には実施しないというのが原則で、L A N ケーブルでつないで仕事をしているというのがこれまでの考え方です。</p> <p>一般的に、それぞれ今いわれているのは、役場に入ってきたときにタブレットでW i - F i を活用して、インターネットなり仕事をできるようにしてほしいということでないかなと思いますけれども、そういう意味では、公衆L A N というのを設置することで、役場の中でそういう誰もが使ってもいいようにやる無線を発信させるという設備をするかしないかということだと思いますので、そういう点では、だんだんにそういう環境は、特に観光地等を中心にどんどん広がってきています。ですから、十分に検討する要素があるのではないかなというふうに、今までのいわれている内容からは推測いたします。</p> <p>ただ、実際に役所の中では、先日お話したように、学校でのL A N の設備の体制については非常に前向きに考えていかなければならないというふうには考えていますが、役場の中での設置については、正直まだ検討していませんでしたので、これからどれぐらいの費用等について、どういうふうな形があるのかということも踏まえて、いろいろ検討してみたいなというふうに思います。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。</p> <p>9 ページ、2 款 1 項 4 目財産管理費で積立金でありますけれども、年度途中でありますから、どういう意味で積み立てしているのか説明をいただきたい。</p> <p>それから、2 款 2 項 1 目企画総務費の報償費、記念品を累計しますと、最終的に 2 6 9 万 4, 0 0 0 円に、多分私が計算しましたからなるかと思いますので、そんなに増額になった理由。</p> <p>3 点目、1 5 ページ、3 款民生費 2 項 1 目児童福祉総務費の一般職給△ 2 0 3 万 6, 0 0 0 円ですから、職員が 1 人ぐらい退職したのか、ちょっと意味がわかりませんが、その説明をお</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	

		<p>願います。</p> <p>続いて、16ページ、3款民生費2項4目児童館費の13節委託費ですね。当初予算より大幅に、本当に考えられない予算の構成がなされているわけですが、その理由をお願いします。</p> <p>続きまして、4款衛生費1項2目予防費13節委託費ですね。これについても、当初予算より倍額ぐらいになっているような気がします。それから、次の高齢者インフルエンザの、受ける人がふえたのかふやしたのかわかりませんが、その根拠を教えてください。</p> <p>以上。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>それではお答えします。</p> <p>公共施設整備基金積立金の増額は、県核燃料物質等取扱税交付金の一部を積み立てするものであります。</p> <p>平成27年の交付金の総額は1億2,229万5,000円で、基金のほかに子ども医療費助成事業とみなくる館屋根外壁等塗装工事に充当しておりますが、その子ども医療費とみなくる館の事業費の減によって、こちらの積立金を増額したものであります。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>もう少し大きな声ではっきりと。</p> <p>基金の積立金は、県の核燃税交付金の一部を積み立てするものであります。</p> <p>それで、この県の核燃税交付金はこの積み立てと、あとは子ども医療費助成事業とみなくる館の屋根外壁塗装工事に充当しておりますけれども、この変更によって、子ども医療費とみなくる館のほうの事業費に充当する金額が少し下がりましたので、積立金をふやしたということでもあります。</p> <p>次に、寄附金の増でありますけれども、これはふるさと納税のお礼品であります。ということで、先ほど寄附金のほうが増になるということを説明しましたが、それに伴う増ということでもあります。</p>

		<p>以上であります。</p>
	馬場議長	<p>総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>15ページの民生費の児童福祉総務費の給与の減額について であります、10月いっぱい退職した職員がおりましたの で、その分の11月以降の給料を減額したものであります。</p>
	馬場議長	<p>町民課長。</p>
答弁	<p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>お答えをいたします。 私のほうからは、16ページの児童館費の委託料の部分なん ですけれども、上2つに関しては、入札執行残でもって減額を するというふうなことであります。 その下の木ノ下児童館解体工事設計監理委託料については、 木ノ下児童館の解体費用のほうは当初予算に計上してござい ましたけれども、この設計のほうを落としてございまして、 今回計上して、今年度中に設計をするというふうなことで あります。 以上です。</p>
	馬場議長	<p>環境保健課長。</p>
答弁	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>お答えをいたします。 私のほうからは16ページの4款衛生費の高齢者のイン フルエンザの予防接種の委託料の補正の件でございますが、 これにつきましては、例年どおり、当初で予算を要求して つけていただいていたわけですが、今年度のインフル エンザのワクチンが、従来のものと新しいものになり まして、単価が約1.5倍ぐらいになったということで、 それに合わせて、必要となる経費を追加で補正した ものでございます。 以上です。</p>
	馬場議長	<p>よろしいですか。 1番。</p>

質疑	1 番 (澤上 勝君)	積立金のことで、ちょっと今触れたので、再度確認をしますけれども、平成26年度の決算書の期末の残がここにあるわけですね。その分を上積みになるという解釈でいいと思いますが、どうですか。
答弁	馬場議長 企画財政課長 (小向道彦君)	企画財政課長。 それに積み立てするということでありまして。 ただ、残額につきましては、取り崩している額もありますので、単純に足してその金額になるということではありません。 以上であります。
質疑	馬場議長 1 番 (澤上 勝君)	最後です。 1 番。 もう1つ、きのう町長が吉村議員に答弁するとき、プールの基金があるとかというニュアンスを私は耳にしたような気がするんですけども、どういう、今これ聞けるのか聞けないのか、初めてだからわからないけれども、何となくきのう言ったので、もし答えられるのだったら。
答弁	馬場議長 副町長 (柏崎源悦君) 馬場議長 (議員席) 馬場議長	答弁を求めます。 副町長。 プールの基金についてということ、プールの基金も現在ありませんし、多分、何かの聞き違いではないかなというふうに思いますけれども、町長も話はしていないというふうに思います。 ほかに質疑ございませんか。 **なしの声** なしと認め、第2款から第6款までについての質疑を終わります。 次に、第7款商工費から第12款公債費までについての質疑を受けます。 18ページから23ページです。

<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>23ページ、学校給食センター建設工事の実設計委託料が当初予算2,573万円であります。そして、今回1,500万円余り減額しております。当初予算の半分以上減額であります。私には到底考えられない減額であります。</p> <p>先ほど、企画財政課長は実績といいました。多分そうでしょう。なぜそういうふうになったのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。</p> <p>そして、この設計業者、何社を指名したのか。そして、最高金額と、この入札した最低金額と、どこの業者がこれを落札したのかお伺いいたします。</p> <p>さらにもう1点、前回の全体協議会で構想が、青写真が教育委員会のほうからお話がありました。そこには、2階の見学コーナーの設計が必要であると、檜山議員の質問に対して「2階コーナーが必要である」と、このような答弁であります。</p> <p>私はかなりのお金がかかると。財政の厳しい折、町長も「財政は今厳しい」と言っております。そういう中で、果たして2階の見学コーナーが必要なのか。必要であるとすればなぜ必要なのか。その根拠を示していただきたい。この点をお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>まず、なぜ金額が半分になったかということになりますと、基本的には入札の結果になります。契約した金額は1,047万6,000円になっております。</p> <p>私どもが設計した金額は2,564万9,400円になっております。設計ベースでいくと40.8%ということで、半分以下の落札で執行されたということが原因になります。</p> <p>次、これは何社が指名されたかということになりますが、指名業者は8社になります。</p> <p>続きまして、最高金額、最低金額になりますが、先ほど最低金額の業者さんは契約額をお伝えいたしました。最高金額が、ちょっと消費税がかからない金額になりますけれども2,310万円に消費税になります。</p>

	<p>最低金額の方も一応消費税抜きの部分をお知らせします。970万円になります。これが最低と最高の入札の結果になります。</p> <p>業者さんはどこかということになりますけれども、株式会社石川設計になります。</p> <p>続きまして、2階の部分になります。必要か否かということになりますけれども、私どものほうといたしましては、やはり食育を行うというのは給食センターにとって非常に重要な部分として認識しております。</p> <p>また、中には見学コースというものを設けております。児童生徒、簡単に申しますと、小学校程度もしくは今後は幼稚園、保育園の方々の見学も考えられますので、一番いい方法というのは現実に見せるというのがわかりやすいのかなと考えております。</p> <p>ただ、給食センターの調理場の中というのは、一般的に人を出入りさせることはできませんので、それで、上から眺めてみて、どういうふうにつくられているのかというのを目視で見ていただくというのが一番わかりやすいのかなと。</p> <p>あと、そのほかに考えているのが、調理器具等の見本もありますし、センターの調理師さんがどういうふうなものを使っているのかというのも、1つの見本を見られるということと、あともしてできることだったら、ちょっとした釜を置いて、そこで実際に体験をしてみるというのも1つの食育かと思えます。</p> <p>あと、食育ルームというものもございます。こちらのほうに関してみれば、中に学校別で今考えているのは、各学校全部の生徒は呼べないんですけれども、1クラス、2クラスを呼んで食育をやりながらバイキング給食、つまり、何種類かから選んでもらうとかというのをすることもできますし、あと逆に保護者とか、あと学校の校長会のほうからもご意見ありましたけれども、保育園、幼稚園の保護者を、今度小学校に入学する前に食育として行うのもいいのではないかという提案もいただきまして、それは非常にいいことだと思いましたので、今回、幅広くもし行える食育とか保護者とのそういうふうな栄養の部分に関してとか、どういうふうに食をやっていくかという部分を広く伝えていければいいなという思いであの部分を使っておりますので、教育委員会として見れば必要な施設、部屋と考えております。</p> <p>以上です。</p>
--	--

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>安ければ一般財源が落ちますから、私はそれに越したことはないと思いますが、教育委員会の設計の見積もりは2,500万円余りであります。にもかかわらず、石川設計は1,000万円を切っております。果たして、この業者がこの1,000万円以下でやるというんですからいいかもしれません。何か業者泣かせの、そういうふうな言葉を使うのもおかしいかもしれませんけれども、入札の結果ですから、いかがなものかと今疑問を感じております。余りにも積算が違うなど。教育委員会と石川設計の積算が違い過ぎるなど疑問を感じております。</p> <p>それから今、食育を行う観点から、2階の見学コースは必要であるという話であります。1階でもガラス張りにして中を見ることは十分可能だと、私自身は思っていますけれども、教育委員会としては、食育の観点等々から、2階の見学コースは必要であるという認識であります。</p> <p>そうであるとすれば、なぜエレベーターはつかない。身障者がそこに行く、どのようにして行くのか。前回の全体協議会でその話し合いもされました。でも、エレベーターはつけない。もう最初から設計にないんですよ、エレベーター。そんな冷たい、身障者に対しての心配りが全くないと私は思います。その点どうですか。</p> <p>今、全員協議会終わってから、何かいろいろな方法を考えると。「設計にはないけれども、身障者に対しての配慮をいたします、しなければならぬ」と、このような話であります。私はおかしいと思います。身障者も来るんです。見学、2階に来るんです。当然考えられるケースであります。なぜその点、配慮しなかったのかお伺いします。</p> <p>それから、もう1点は、これはお願いですけれども、こういうことはないと思いますけれども、前に下田中学校体育館建設いたしました。市街化調整区域でありますので、県から許可をとるに時間をかなり費やしました。その結果、下田中学校の生徒がその体育館で卒業式を迎えないままに体育館が完成したわけあります。</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>私はやはり、卒業する生徒たちは、思い出として新体育館で卒業式を迎える、当然なことだと思いますが、結果的には市街化調整区域のために許可をとるに手間取ったというのが現実であります。多分そういうことはないと思いますけれども、そういうことも認識の上でこの工事を進めてもらいたいということでもあります。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p> <p>まず1点目、石川設計さんの入札額に疑問があるという話をお伺いいたしました。それは入札の結果でございますので、私どものほうといたしましては、金額に関しては何もいうことはございませんが、ただ、ちょっと業務と一緒にやっております、うちのほうの担当の者と。ただ、何ら、変な話ですけれども、来る回数が少ないとか、そういうふうなことは一切なく、こちらのほうでいろいろな資料等を求めてもきっちり行っておりますので、業務上は今のところは何も問題がないと思って考えております。</p> <p>次に、介護が必要な方々の件について、エレベーターとか何もないので1階で、2階にどうするのかというお話があります。全協のときにはちょっとまとまった資料がなくて、あくまでも構想段階でしたので、大変私どもも反省しております、実際的に今検討しているものというか、全部比較をいたしました。エレベーターがまず1つございます、議員おっしゃるとおり。もう1つが階段にレールをつけて、車いすを乗せて、そのレールをつたって機械的に上げるというのが2つございます。3つ目、結果的には私どもこれを採用しようかと思っているんですが、ちょっと説明が言葉では伝わりにくいんですが、車いすを乗せて、キャタピラーがついている機械でそれを階段が上っていくという機械がございます。</p> <p>これら3つのものを比較いたしまして、現在、そのキャタピラーがついて階段を上っていくという機械という備品とかというのかちょっと説明が難しいんですけども、それを今購入に向けて検討している最中です。</p> <p>なぜこれがいいのかというよりも、ここにたどり着いたのかと</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>いと、まず大きいメリットとして見れば、金額面としてかなり安価だというのが比較として出ております。もう1つが建物に固定されているものではございません。一番大きいメリットは、給食センターにも確かに介護が必要な方、また身体に少し不自由がある方が来る場合があるときは活用しますが、余り使っていない場合、もしくは学校なんかで不慮の事故でけがをして車いすが一定期間必要になったりという場合、ほかの学校に貸し出しをすることができるというメリットが大きいので、今この機械について検討をしている最中です。</p> <p>今後とも、給食センターに関してみれば、この機械を使用して2階のほうに要介護の必要な方を運んだりおろしたりすることを考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>14番。3回目です。</p> <p>設計委託料、これは1,000万円弱。この金額で最後まで監理、工事が終わるまでのこの設計委託料と考えていいのかどうか、まず1点を確認です。</p> <p>それから、次のほうは答弁要りませんが、あの設計屋さんプロですよ。教育委員会、学校給食センター必要であると。2階の見学コースもいろいろ考えた結果、流れとして必要であると、こういう話ですよ。</p> <p>それで、なぜ議員から言われてから、全員協議会、委員から提案されているいろいろ検討しています。エレベーターはつけないようですけども、レールとか2つ3つ例を挙げました。なぜこの議会でこのような質問をされるのか。されない前に、やはり、教育委員会として、当然身障者も来るんですから。小学生でも中学生でも身障者がいるかもしれませんよ、一般市民のほかに。いると思いますよ。そういう方々、やはり心配り、そういうふうなことも考えて教育行政を行うべきであると、私は思います。</p> <p>ですから、このことは答弁はいいですけども、1点目、最初のほうだけ答弁をお願いします。</p> <p>学務課長。</p>
-----------	--	---

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>今回契約しているのは、あくまでも実施設計までになっておりますので、本年度設計図書が完成すると終わりになります。</p> <p>今後、工事を発注した場合は、工事の監理のほうの業務をこちらのほうで委託する形になりますので、あくまでも工事監理のほうというか、工事を最後まで見るのは、次年度発注するほうの委託になります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。</p> <p>今の給食センターの絡みでありますけれども、基本的な考え方ですけれども、今、土地の部分は計上されています。</p> <p>今、議論されている給食センターそのものについては、全く今ここに上がっていないということですから議論する余地がないわけですが、これが今、土地については了解を得られるのかなと私は見えていますけれども、果たして、後日かける建物が否決される場合もなきにしもあらずですから、なぜ一体となって審議をさせないのか。その根拠があったら教えていただければと思います。</p> <p>それからもう 1 つ、先ほどから松林議員が 2 階になればということいろいろしていましたが、平屋で建てることもできないはずはないし、建てている事例、インターネットを見ればありますので、その辺も検討しなかったのかということで、2 つお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>学務課長。</p> <p>まず、土地と建設工事のほうを一体で予算しなかったのかということとお聞きいたしました。</p> <p>議員おっしゃるとおりに、土地と建物の場合、よく国の補助金が補正なんかについて、それで今の時期に、来年度工事するんですが、ことし国の補助金が流れてくるという場合、一緒になる場</p>

		<p>合も考えられます。</p> <p>ただし、今回は、あくまでも土地は土地で用地買収をするという形で進めております。</p> <p>それから、あとは来年、工事を発注するためのいろいろな業務委託も出しております。今回、あくまでも土地を買うということと、それからもう1つ、その業務委託が完成しないと工事のほうの発注ができませんので、その作業をしている形になります。</p> <p>ただ、工事は来年度以降、来年度、再来年度の工事を今予定しておりますけれども、その段階で予算を計上する形になりますので、来年度の予算の当初に計上するというので今は考えております。</p> <p>あとそれから、平屋を検討しなかったのかという形ですが、もちろん平屋の部分も検討はいたしました。いろいろご提案がありまして、平屋も入っていたことは入っていたんですが、あえて2階にしたというのは、決まった土地がございますので、それを有効に活用したいと。どうしても車両の動きが多い。食材を運ぶ車両、あとは給食とかコンテナを運ぶ車両と。ただ単に、平屋にすれば、下坪が大きくなっていきますので、その辺も配慮したというのも一部はございますが、土地を有効的に活用できるかということで。</p> <p>ただ、もう1つあるのが、1階に窓をつけて見るという手法論も確かにございました。ただし、調理の動きとかそういうふうなものを見やすいというと、どうしても上から眺めたほうがわかりやすいというのがありますし、実際に見られるところはごく一部の共有スペースしか見られないんですけども、上から眺めて調理がどう動いているかということと、釜の中に何が入っているかということを見るためには、上から幾らかでも臨んだほうがいいのかと思ひまして、見学コースは全て2階に持っていくという考えでこれはつくられております。</p> <p>以上になります。</p> <p>1 番。</p> <p>それから、先ほど私がもしかして否決されたらというのはあるんですか、建物が。考えられないと思うんですけども。(「それは</p>
質疑	馬場議長 1 番 (澤上 勝君)	

		<p>余計なことだ」の声あり)</p> <p>やはり、ある程度並行していくべきだと私は思うんですよ、考え方として。</p> <p>それから、もう1つは、平屋で建てれば坪数がとられるということをおっしゃっていると思うんですけども、ある程度それなりの規模があるような気がしますけれども、私は。答弁はいいです。</p> <p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> <p>今の2階の絡むその話ですけども、松林議員が本当は私はきょう一番言いたくて話をしたいと思っていましたけれども、やはり、松林議員の迫力ある質問、敬服いたしました。</p> <p>そこで、私はあと確認をします。</p> <p>2階にその弱者の人たち、肢体不自由の人たちを運ぶためのそれ機械を今検討をするような話しぶりですが、そうじゃなくてそれはちゃんと設置するんだということをおっしゃる、教育長みずから話をしていただけませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>教育長。</p> <p>設置いたします。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第7款から第12款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書並びに地方債に関する調書及び第2表地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>事項別明細書25ページから30ページ、議案書は55ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>

質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>25ページの職員数のところですが、その他特別職が11人減となっております。この中身について説明いただきます。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
答弁	<p>総務課長 (田中富栄君)</p>	<p>今回、特別職のマイナス11人ですけれども、今回、補正予算で上がっています特別職は、選挙関係の報酬と、それから農業委員の候補者等ということになりますけれども、実際に具体的にじゃどこが減ってどこがふえたかというのは、ちょっと手元に資料がないんですけれども、今回上げたのは、選挙関係の報酬、それから農業委員と、もう1つが統計の調査員報酬等がありますので、その中のプラスマイナスで、今回11人がトータルで減ったということになります。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、給与費明細書並びに地方債に関する調書及び第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第77号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、お昼のため1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後0時11分)</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時30分)</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第11、議案第78号、平成27年度おいらせ町国民健康</p>

<p>当局の説明</p>	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、議案第78号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に2,350万4,000円を追加し、予算の総額を31億8,239万2,000円とするものであります。</p> <p>事項別明細書の3ページから5ページをごらんください。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、4ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費を増額したほか、会計検査により指摘があったことにより、5ページ、11款1項3目償還金に国庫負担金等の返還金を計上するものであります。</p> <p>歳入につきましては、3ページ、9款2項1目国民健康保険事業基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>なお、国庫負担金等を返還することになったことにつきましては、改めておわび申し上げますとともに、10月23日の議員全員協議会で報告いたしましたように、再発防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>3ページから5ページまでです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>
--------------	---	--

		<p>その面積というふうなものが大きな要因かというふうに考えておりましたが、中には上水道と、それからそのほかに自分の家の水道、自分の掘った井戸を使っているところがあるわけですね。そうした場合、この算出の仕方にちょっと納得いかないというふうな例があるように思います。</p> <p>こういうふうな例が出てくるのは、どういうふうな算出例によるのか、私も全然わからないし、その辺のところを教えていただければというふうに思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>下水道料金の算出につきましては、議員ご質問のように、上水道を使用している方については、上水道の使用料金に対して下水道料金のほうも算出しております。</p> <p>大まかな目安ですけれども、水道料金の6割から7割ぐらいの間になるものと思っております。</p> <p>もう1つ、自家用の井戸をご使用の方の場合ですが、例えば、お2人の世帯の方については、1人4立米で、お2人のほかに風呂も1人としまして、2足す1が3、3人掛ける4立米ということで12立米という形で井戸の場合は算出しております。</p> <p>また、併用しているご家庭もございますので、その際には使用している上水道で算出した場合、井戸水で算出した場合、この両方のうち、うちの場合は高いほうの料金のほうということで算定した、例えば、水道のほうが高ければ水道のほうで賦課をするような形で現在行っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>今のお話を聞きますと、そういうふうに自家用の井戸を持っている人については、ほかのほうの準家族割的なものも算出されているというふうなことですが、その辺のところはどうも利用者のほうには納得いかないというふうな話も聞いております。</p> <p>今のこういうふうなケースは、納得いかないというふうなケースがどれぐらいありますか。そしてまた、担当としては今のこの</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>やり方をこのまま続けていくつもりですか。それとも、もう少し改正しなければならないかなというふうな腹づもりがあるかどうか、その2点、お願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。</p> <p>現在算出している方法ですが、これにつきましては、例えば、上水道を使っている場合でも、外のほうで庭木とか、例えば、苗代をやっていると農業用ということで大きくそちらのほうにも使うという方があった場合等については、簡易的なメーターをまたつけてもらって、その分を減額するというような制度もございます。</p> <p>例えば、また、井戸の場合であっても、井戸の場合は使用形態等によりまして、例えば、全く下道のほうに排出されないというような形であれば、その辺についてはご相談するような形もやっておりますが、現在のところ、余りそういう部分では納得いかないという方については、私の知る範囲では、最近なかったというふうに思っております。</p> <p>あと、料金の部分につきましては、ご心配していただいている部分もあると思いますが、逆に、今までの下水道への建設投資等を考えると、現在の料金を見直しして、もうちょっと高くしなければならないのかなというふうに担当課としては考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>簡単に。</p> <p>高くする、しないということではなくて、それはこちらの方針。利用者としては公平であるかどうかというのが一番の見たい、見つけていきたい点だというふうに聞いております。</p> <p>内容はわかりました。今のままで行きたいというふうな気持ちだということで了解です。</p>

当局の説明	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第79号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	次に、日程第13、議案第80号、平成27年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第80号についてご説明申し上げます。 議案書の62ページから64ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,199万4,000円とするものであります。 その内容につきましては、歳出では、青葉地区第5号マンホールポンプの修繕費を追加計上し、歳入では一般会計からの繰入金を追加計上するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>13ページから14ページです。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第80号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>次に、日程第14、議案第81号、平成27年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (倉館広美君)	<p>議案第81号についてご説明申し上げます。 議案書65ページから67ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,757万3,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、介護予防支援事業費の増額と保健給付費に係る介護予防サービス費の予算の組み替えをし、歳入では、介護予防支援事業費の増額に伴い、介護予防サービス計画費及び一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>の質疑を行います。</p> <p>17ページから20ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第81号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>次に、日程第15、議案第82号、平成27年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (山崎悠治君)	<p>それでは、議案第82号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書68ページをごらんください。</p> <p>本案は、当初予算の第3条に定めました収益的収入及び支出の既決予定額に270万円を追加し、予算の総額を9億7,764万5,000円とするものであります。</p> <p>続きまして、補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。</p> <p>補正予算に関する説明書21ページをお開きください。</p> <p>収益的収入の1項医業収益では、インフルエンザ予防接種料金の改定に伴う収益を3目その他医業収益に270万円を追加しております。</p> <p>次に、22ページ、収益的支出の1項1目給与費では、土日の日当直に係る臨時医師給及び看護師の産休等の代替による臨時看護師給の増額と人件費の係数整理を、3目経費では、事務用機</p>

日程終了の告知	馬場議長	<p>器及び検査用機器等の消耗品部材やボイラー、厨房、医療機械等の修繕費などを追加計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	(議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、議案書と補正予算実施計画により、一括で質疑を行います。</p> <p>議案書の68ページ、実施計画の21ページから25ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案について質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第82号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます、よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>平成27年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、師走の大変ご多用中のところ、ご参集いただき、また、提案いたしました全議案を議決賜わりまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、町政運営に努めてまいりたいと存じます。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 28 年 1 月 28 日

議 長 馬 場 正 治

署名議員 澤 頭 好 孝

署名議員 吉 村 敏 文